

東証、自主規制法人を設立

制度調査部
横山 淳

【要約】

2007年10月17日、東証は、自主規制法人を設立したと発表した。

自主規制法人とは、金融商品取引所の委託を受けて、その自主規制業務を行うことを目的として設立された法人を言う。

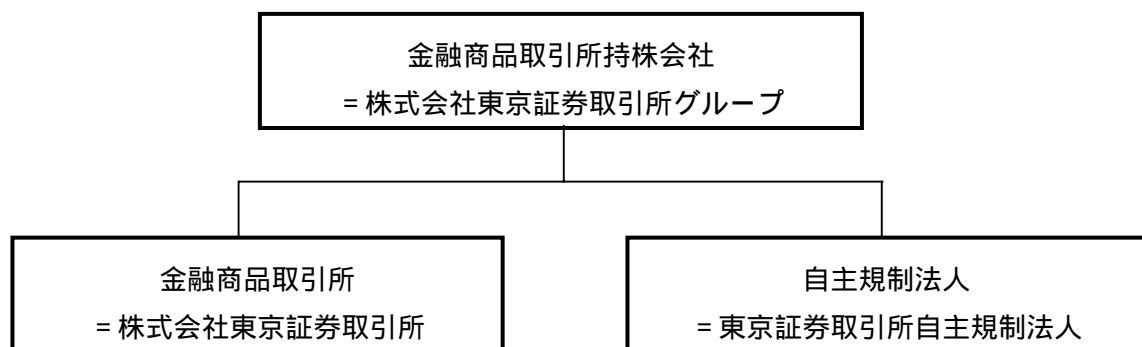
設立された自主規制法人の業務開始は、11月1日が予定されている。

東証、自主規制法人を設立

2007年10月17日、東京証券取引所（以下、東証）は、自主規制法人である「東京証券取引所自主規制法人」を設立したと発表した¹。

併せて、市場の自主規制機能強化を推進することを目的とした「コンプライアンス部門自主規制機能強化プログラム ～R+（アールプラス）～」も発表した。

自主規制法人の設立によって、東証は次のようなグループ構成をとることになる。



自主規制法人とは？

自主規制法人とは、金融商品取引所の委託を受けて、その自主規制業務を行うことを目的として、金融商品取引法の定める手続（同法102条の3など）に従って設立された法人のことである²（金融商品取引法85条）。

¹ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/200710/071017_a.html）に掲載されている。

² 自主規制法人制度の詳細については、堀内勇世「取引所の自主規制機能の独立性確保」（2006年5月15日付DIR）

これは、2007年9月30日に施行された金融商品取引法によって、金融商品取引所の自主規制機能の強化・独立性確保を目的として導入された制度である。

金融商品取引所は、単に市場を開設して、必要な施設の運営・管理に当たるだけでなく、市場の公正性、投資者保護のため、自主規制機能を適切に果たす義務が課されている（金融商品取引法84条1項）。

他方、特に株式会社化した金融商品取引所の場合、営利性を意識した運営が行われる結果、過剰な上場誘致や取引の誘引、あるいは取引所株式等の自市場への不適切な上場などの問題が起こる危険性も危惧されている。

そこで、金融商品取引法では、任意のルールとしてではあるが、市場運営を行う組織とは別法人に自主規制業務の全部又は一部を委託することを可能とする制度として「自主規制法人」を導入したのである³。

なお、ここでいう自主規制業務とは、次のものをいう（金融商品取引法84条2項、金融商品取引所等に関する内閣府令（以下、金融商品取引所等府令）6、7条）。

金融商品、金融指標、オプションの上場及び上場廃止に関する業務（ 1 ）

会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款その他の規則、取引の信義則の遵守状況の調査

その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの。具体的には下記のもの

- a. 会員等が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査
- b. 会員等の資格の審査
- c. 会員等に対する処分その他の措置に関する業務
- d. 上場有価証券の発行者が行う情報開示に関する審査、上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務
- e. 上記業務等（以下、特定自主規制業務）に関する業務規程その他の規則（ 2 ）の作成、変更、廃止
- f. 特定自主規制業務に関する定款変更（ 3 ）についての株主総会等の議案の概要の作成

（ 1 ）市場デリバティブ取引のうち業務規程その他の規則においてその市場デリバティブ取引の対象となる金融商品等の銘柄が特定されているもの（特定市場デリバティブ取引）のための金融商品等の上場及び上場廃止に関する業務を除く。ただし、 の自主規制業務を自主規制法人に委託している金融商品取引所が、特定市場デリバティブ取引のための金融商品等の上場及び上場廃止に関連する業務規程その他の規則の作成・変更・廃止を行うときは、委託先の自主規制法人の同意が必要とされている（金融商品取引所等府令35条2項1号）。

（ 2 ）金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準や会員等の資格の付与に関する基準を除く。ただし、
 ・ bの自主規制業務を自主規制法人に委託している金融商品取引所が、これらの基準を変更・廃止するには、委託先の自主規制法人の同意が必要とされている（金融商品取引法102条の32、金融商品取引所等府令35条1項1、2号）。

（ 3 ）金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準や会員等の資格の付与に関する基準に関する定款変更を除く。ただし、
 ・ bの自主規制業務を自主規制法人に委託している金融商品取引所が、これら

制度調査部情報）を参照。

³ 金融商品取引法では、自主規制機能の強化・独立性を確保する方法として、別法人化（自主規制法人）のほかに、同一組織内の独立委員会化（自主規制委員会）の制度も設けている（金融商品取引法105条の4など）。

の基準に関連する定款変更についての株主総会等の議案の概要を定めるときは、委託先の自主規制法人の同意が必要とされている（金融商品取引所等府令 35 条 2 項 3、4 号）。

自主規制法人設立の意義

東証による自主規制法人設立は、第一義的には、自主規制機能強化による東証の信頼性向上にあると考えられるだろう。

同時に、自主規制法人設立には、今後、東証が予定する（東証の持株会社株式の）自市場への上場を視野に入れたものという側面も指摘できるだろう⁴。

取引所が自ら発行する株式等の自市場への上場を巡って、自主規制機能の適切な運営が問題となったことは、米国 N Y S E の自市場への上場のケースが記憶に新しい⁵。

わが国の金融商品取引法においても、金融商品取引所やその持株会社などが発行する有価証券を自市場に上場する場合には、内閣総理大臣（実際は金融庁長官に委任）の承認が必要とされている（金融商品取引法 124 条）。

東証が、（東証の持株会社株式の）自市場への上場を果たすためには、内閣総理大臣（実際は金融庁長官に委任）の承認が必要であり、そのためにも自主規制法人の設立を通じた自主規制機能の強化・独立性確保を進める必要があったとも考えられるだろう。

今後の予定

東証は、新設された自主規制法人の業務開始について、（金融庁の認可を前提として）2007 年 11 月 1 日を予定するとしている。

⁴ 東証は、2009 年までの株式上場を目指しているとされている（2007 年 4 月 24 日付東証社長会見など）。なお、取引所が自ら（あるいはその持株会社が）発行する有価証券を自市場に上場する意義としては、資金調達の容易化によるシステム投資などへの対応、他の取引所との M&A や資本提携等での活用などが想定できるだろう。

⁵ NYSE も自主規制機能を NYSE Regulation として別法人化した。